

2024年（令和6年）7月8日

藤沢市教育委員会 御中

藤沢市個人情報保護審査会  
会長 篠崎 百合子

「藤沢市教育委員会(藤沢市立A小学校を含む)保有の審査請求人の文書すべて」に係る管理情報開示・訂正等拒否決定に対する審査請求について（答申）

2023年（令和5年）12月28日付け（諮問第27号）で諮問された「藤沢市教育委員会(藤沢市立A小学校を含む)保有の審査請求人の文書すべて」に係る管理情報開示・訂正等拒否決定に対する審査請求について、次のとおり答申します。

## 第1 審査会の結論

藤沢市教育委員会（以下、「実施機関」という。）が、審査請求人の行った「藤沢市教育委員会(藤沢市立A小学校を含む)保有の審査請求人の文書すべて」（以下、「本件文書」という。）の管理情報開示等請求に対し、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定については、理由の提示に不備がある違法なものであり、取り消すべきである。

## 第2 本件諮問までの経過

個人情報の保護に関する法律(以下、「法」という。)が2023年（令和5年）4月に改正され、地方公共団体に法が直接適用されることとなり、現在、藤沢市個人情報の保護に関する条例(以下、「旧条例」という。)は廃止されている。本件は旧条例に基づき開示請求が行われた事案であることから、藤沢市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例附則第3項及び第4項に定める経過措置の規定により、旧条例に基づき審査を行うものである。

- 1 審査請求人は、2023年（令和5年）3月31日付けで、実施機関に対し、旧条例第20条により、審査請求人の管理情報について、管理情報開示請求（以下、「本件開示請求」という。）を行った。なお、本件開示請求は、審査請求人の父親が、法定代理人として行ったものである。
- 2 実施機関は、本件開示請求に対し、同年4月14日付けで、審査請求人に対し、本件開示請求について、全部拒否決定処分（以下、「本件処分」という。）を行った。
- 3 審査請求人は、実施機関に対し、同年7月3日付けで、本件処分に対する審査請

求を行った。

- 4 実施機関は、同年12月28日付けで、藤沢市個人情報保護審査会（以下、「審査会」という。）に対し、旧条例第44条第1項の規定により、本件審査請求について諮問した。

### 第3 審査請求人の主張要旨

- 1 本件処分を取り消すとの裁決を求める。
- 2 未成年者である子の情報を親権者、父親に開示しないのは、不相当である。違法であり、人権侵害である。情報開示を非開示(非回答)にした機関は、審査請求人に対し、救済と補償を行うことを求める。
- 3 そもそも子に関する情報を親権者、親権者の父親に開示せず、その他の者に開示している事に関して、なぜ父親には開示しないのか、実施機関は理由をここまで具体的に説明していない。
- 4 実施機関は、子の学習状況などの情報から、子以外の個人情報が含まれる可能性がある、としているが、その範囲は家庭裁判所の手続きにおいて、既に開示されているものであり、また万が一、親権者、父親が知ることがあったとしても、婚姻状況、家庭内の話しであり、藤沢市が母親やその他に言われて非開示(非回答)にできるものではないし、これまで子の学校が、いわゆる母親の「嘘のDV証言」を信じ、行ってきた対応は、とても親権者、父親にとって法治国家、市行政機関が主権者に対する対応としては、相当しくなく、不相当である。
- 5 4の具体的なものは、弁護士会照会に基づく情報開示請求(横浜家庭裁判所監護者指定子の引き渡し審判の必要な情報、裁判官の「小学校からの情報は他にありませんか。」という言葉に基づく)に対し、非開示。また小学校長、教頭に関しては、「藤沢市教育委員会の判断で、面談が可能」という話しであり、藤沢市教育委員会の判断(B氏及びスクールロイヤー)で面談が進められたにも関わらず、その後、小学校、校長、教頭は日時の連絡をしてきていない。連絡してこないだけでなく、第三者である弁護士に情報を漏えい(伝えている)している。審査請求人が一度しか小学校へは連絡していないにも関わらずその弁護士は「小学校長は何度も審査請求人から連絡が来ている。」とC氏の弁護士により家庭裁判所資料になっているため、子に関する人権侵害、第三者情報漏えいであり、審査請求人の人権侵害であり、プライバシー侵害である。藤沢市教育委員会、小学校は、子、父親の人権を無視している。救済と補償を求める。
- 6 これまでも資料(音声を含む。)を実施機関は聞いたり、読んだりしているのか。一人も求めに相応しく応えないのはなぜか。その言動は、主権者に対し、地方公務員として相応しいのか。

### 第4 実施機関の主張要旨

実施機関が、本件処分を行った理由は以下のとおりである。

当該管理情報の存否を答えること自体が審査請求人以外の個人のプライバシー侵害となり、旧条例第23条第1号の規定に基づく非開示情報を開示することとなるので、存否を答えることはできないが、仮に管理情報が存在するとしても、第23条第1号の規定に該当し非開示となる管理情報である。

## 第5 審査会の判断

### 1 本件対象保有個人情報について

本件開示請求は、本件文書の開示を求めるものであり、実施機関は、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否する（以下「存否応答拒否」という。）原処分を行った。

審査請求人は原処分の取消しを求めているが、実施機関は、原処分は妥当である旨説明することから、以下、原処分の妥当性について検討する。

### 2 理由の提示について

(1) 実施機関は、開示請求に係る管理情報の全部を開示しないとき（旧条例第26条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る管理情報を保有していないときを含む。）は、旧条例第28条第1項前段に基づき当該決定をした旨の通知をしなければならず、この通知を行う際には藤沢市行政手続条例第7条に基づく理由の提示を書面で行うことが必要とされている。

この理由提示の制度の趣旨は、実施機関の判断の慎重と公正妥当を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を相手方に知らせて不服申立て等に便宜を与えるところにあり、理由提示が不十分な場合、当該処分は違法であり、取り消すべきものとなる。

(2) 当審査会において原処分の管理情報開示・訂正等拒否決定通知書を確認したところ、「拒否する理由」欄には、「当該管理情報の存否を答えること自体が開示請求者以外の個人のプライバシー侵害となり、第23条第1号の規定に基づく非開示情報を開示することとなる」と記載されているのみである。

この点、管理情報開示・訂正等請求書の記載は、「審査請求人の文書」とあるにもかかわらず、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否する具体的理由、すなわち、その存否を答えるだけで開示することとなる審査請求人以外の個人に関する情報がどのような情報であるかに関する内容の記載は皆無である。

(3) このような原処分は、開示請求者（審査請求人）にとっては、どのような理由によって開示請求を拒否されたのかを了知できず、旧条例に基づく審査請求を行うに当たって具体的、効果的な主張をすることを困難にさせているものである。現に、当審査会における口頭意見陳述でも、審査請求人（法定代理人）が具体的、効果的な主張をすることが困難であった様子が見受けられた。

実施機関は、本件文書の存否を答えるだけで開示することとなる審査請求人以外の個人に関する情報がどのような情報であるかについて、口頭意見陳述後に当審査会に説明した。しかし、当該内容は、原処分時点においても一定程度抽象化するな

どして理由付記を工夫する余地がなかったとは認められない。

したがって、原処分は理由の提示の要件を欠くといわざるを得ず、旧条例第28条第1項前段の趣旨及び藤沢市行政手続条例第7条に照らして違法であるので、原処分は取り消すべきである。

### 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

### 4 本件拒否決定の妥当性について

以上のことから、本件文書につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定については、理由の提示に不備がある違法なものであり、取り消すべきであると判断した。

### 5 付言

一般に、理由付記の不備を理由に原処分を取り消した場合、実施機関は、理由を付記して再度同じ内容の処分をすることが可能である。

しかしながら、実施機関が、口頭意見陳述後に当審査会に説明した内容は、法に基づく開示請求であれば、法第78条第1項第2号ただし書イの「慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」に該当すると解する余地もある。

また、原処分時点で実施機関が調査し得た情報に基づけば、存否応答拒否をしたこと自体にはやむを得ない面があったといえる。しかし、審査請求人が提出した資料を踏まえた現時点における事実関係によれば、審査請求人が藤沢市立の特定小学校に在籍していることは法定代理人父も把握していることから、同人に対し本件文書の存否を明らかにすることが本人（審査請求人）の利益に反すると言えるかどうかは疑わしい。

実施機関におかれては、再処分に当たって、以上の点を勘案されたい。

以 上

## 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容 等
2023. 12. 28	審査庁から審査会への諮問書の提出
2024. 1. 22	審査請求人から審査会へ意見書及び質問予定事項の提出
3. 8	審査会 審査請求人及び実施機関の口頭意見陳述 審議
4. 24	審査会 審議
5. 22	審査会 審議
6. 19	審査会 審議
7. 8	答申

第19期藤沢市個人情報保護審査会委員名簿

(任期：2024年4月1日～2026年3月31日)

氏名	役職名等
○小澤 弘子	弁護士
齋藤 宙也	弁護士
◎篠崎 百合子	弁護士
山田 峰彦	医師
吉田 健二	公認会計士

◎会長 ○職務代理者